

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第13期第12回島根海区漁業調整委員会が平成22年7月27日に松江テルサで開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 島根海区における区画漁業の免許申請について（諮問）

平成22年2月の第9回委員会で最初に協議のあった「島根海区における区画漁業の漁場計画素案について」ですが、3月25日の委員会への諮問、公聴会を経て漁場計画として公示されました。

その後、それぞれの漁場計画に対し免許申請が提出され、県での内容審査の後、今回、知事が漁業の免許をすることに對し当委員会に諮問があったものです。

漁場計画に対する申請者の一覧は以下のとおりで、委員会審議の結果、異議の無い旨の答申をすることになりました。

免許番号	漁業の名称	漁場の位置	申請者
区第 28号	わかめ養殖業	出雲市大社町鷺浦	漁業協同組合JFしまね
区第 29号	わかめ養殖業	出雲市大社町鷺浦	漁業協同組合JFしまね
区第208号	ひおうぎがい、 いわがき、あ わび養殖業	松江市島根町野井	漁業協同組合JFしまね

2. 定置漁業権の移転について（諮問）

松江市美保関町片江鼻地先の定置漁業権「定第3号」は、鳥取県境港市に住所を持つ大森溥明個人に免許されていますが、定置漁業の継続・安定を図る上で個人による経営から法人による経営に移行することか望ましいとされています。

平成14年に改正された『漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法』では、現に定置又は区画漁業権を有する者が「漁業経営の改善に関する計画」を作成し、知事認定（免許者居住地を所管する知事）を受け、その計画に従い経営組織を変更してその者又はその者の営む当該漁業権の内容たる漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人を設立し、当該漁業権の免許をした都道府県知事の認可を受けたときは、漁業権の移転が可能であることから、今回、島根県知事に漁業権移転認可申請があったものです。

この漁業権の移転の認可に当たっては、「知事は海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない」ことから、今回の諮問になったものです。

審議の結果、「漁業経営の改善に関する計画」を認定する知事と「漁業権の移転の認可」をする知事が異なることは、理にかなった法制度とは言えない旨の指摘がありましたが、当面は現法に則って処理することとされ、「異議ない」旨の答申をすることになりました。

3. 小型底びき網漁業包括的資源回復計画の改正について（諮問）

小型機船底びき網漁業（以下、小底という）は県の基幹漁業の一つで、特に石東地区では水揚げの7割を占める重要な漁業ですが、近年、魚価の低迷、燃油価格の高騰による収支の悪化を過剰な漁獲努力でカバーする状態が続き、その結果、資源の悪化が懸念されています。

そのため、小底業界及びJFしまねでは持続的な資源の利用を図るため、経営体の減船等の取り組みを開始しました。

県では、平成20年1月に策定した「小型底びき網漁業包括的資源回復計画」を変更し、今回の減船の取り組みを追加した計画案としたことから、今回の諮問となったものです。

変更予定の計画案には小底の漁獲対象とする資源状態が厳しく、資源の回復に当たっては漁獲圧力を低減する必要があり、減船を推進する必要があることが追記されました。

審議の結果、小底の経営状態の詳細を記載すべきとの意見もありましたが、計画としては概ね良しとされ、「異議ない」旨の答申をすることになりました。

4. 平成23年度全漁調連日本海ブロックに提出する要望事項について（協議）

毎年、各県からブロック会議（本県の場合、青森県から山口県までの日本海ブロック）に次年度の国への要望事項案を提出していますが、事務局から次年度の要望案を、以下に示すとおり、従来からの懸案事項である「日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化」に関する要望内容とし、昨年度に引き続き島根県連合海区からの提出としたい旨の提案があったものです。

（提案事項案）

1. 竹島の領土権を確立し、日韓の排他的経済水域（EEZ）の境界線を確定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
2. それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
3. 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締の充実強化を図ること。

協議の結果、今年度の「漁業協同組合JFしまね」第5回総代会の特別決議の趣旨を踏まえ、会長と相談して修正することになりました。

5. 中海の漁業状況等の変化について（報告）

森山堤防の開削から1年以上が経過することから、「中海の漁場環境や漁業の変化について」と「中海の水産振興の方向性」について、水産技術センターと水産課からそれぞれ報告がありました。概要は以下のとおりです。

- ・ 中海及び本庄水域の水質について・・・中海については現在までのところ、明確な変化は確認できない。本庄水域については、森山堤防開削後、表層と低層の塩分濃度の差が大きくなり、明瞭な塩分躍層が生じた。今後の推移を見ていく必要がある。
- ・ マス網で漁獲される魚介類の状況・・・東出雲、本庄、美保関で調査を実施しているが、どの地点においても漁獲量の大きな変化はみられない。本庄水域においては外海由来の魚種が増加。
- ・ アサリの状況・・・平成18年から中海南（東出雲、安来）、中海北（江島南側）、本庄水域、境水道で調査している。平成21年の秋季調査には、本庄水域の他、中海南側の定点で採集数が増加。
- ・ サルボウガイの状況・・・森山堤防開削後は本庄水域で浮遊幼生数が増加。放流試験では平成21年7月に大根島東の水深7.5mに平均殻長24mmで放流した貝が平成22年3月には平均殻長34mmに成長。生き残りは約70%であった。
- ・ 中海の水産振興の方向性・・・平成27年の中海の漁獲目標を1000トンとし、二枚貝の積極的増殖、本庄水域の有効利用、未利用資源の有効利用を関係機関と連携して取り組む。

問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会 事務局 TEL 0852-22-5950